

能美市告示第75号

能美市シティプロモーション連携事業補助金交付要綱を別紙のように定める。

平成30年4月1日

能美市長 井出敏朗

## 能美市シティプロモーション連携事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、能美市ならではの魅力を発掘・創出し、市内外へ効果的に発信する活動(以下「シティプロモーション」という。)を展開していくことを目的として、市民、団体、企業等が自主的に企画し、実施する事業に対し、予算の範囲内において能美市シティプロモーション連携事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に活動の拠点を置く団体、企業等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 能美市のシティプロモーションとしてふさわしい事業
- (2) 市民参加型で公益性があると認める事業
- (3) 継続的に活動が行われ、又は行われる見込みである事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令及び例規に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある事業
- (4) 特定の個人等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (5) 市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額とし、1事業につき50万円を限度とする。ただし、金額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市シティプロモーション連携事業補助金交付申請書(様式第1号)により、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、該当各号に定める事項を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、能美市シティプロモーション連携事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(1) 拡散性 能美市の情報発信に特に効果がある内容であること。

(2) 実現性 活動が主体的で、活動計画や費用が実現可能であり、かつ、妥当であること。

(3) 発展可能性 活動による波及効果や新たな展開が期待できること。

(4) 独自性 発想、着眼点、手法等に先駆性、独創性及び工夫があり、団体の長所や特性が生かされていること。

(5) 自立性 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めるなどの自立意識が認められること。

2 市長は、申請内容が補助事業として適当でないと認めたときは、能美市シティプロモーション連携事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する

ものとする。

(変更又は中止の申請)

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「補助団体等」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、能美市シティプロモーション連携事業変更・中止申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(変更又は中止の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めたときは、能美市シティプロモーション連携事業補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により、補助団体等に通知するものとする。

(実施報告)

第10条 補助団体等は、補助事業が完了した日から15日以内に、能美市シティプロモーション連携事業実施報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実施報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、能美市シティプロモーション連携事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助団体等に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助団体等は、能美市シティプロモーション連携事業補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に対して補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象事業の内容に取消しに相当する事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、交付決定の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(成果の報告)

第15条 補助団体等は、補助事業の成果を、事業が完了した日から1年後及び2年後の日のそれぞれ15日以内に能美市シティプロモーション連携事業実施成果報告書(様式第9号)により、必要書類を添えて市長に報告するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

補助対象経費

区分	主な内容
賃金	補助対象事業実施に際し雇用したスタッフ等の賃金
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等
委託料	会場設営費等の業者への委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具借上料等
その他	市長が特に必要と認める経費

備考1 上記の表のうち、次に掲げる経費の総額は、補助対象経費の2分の1を限度とする。

- 1 補助対象事業実施に際し雇用したスタッフ等の賃金
- 2 講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費
- 3 広告料

備考2 次に掲げる経費は、上記の表にかかわらず補助対象経費としない。

- 1 飲食費
- 2 補助団体等の経常的な運営に関する経費
- 3 補助団体等の構成員等に対する謝礼等
- 4 その他社会通念上必要でないと市長が認めた経費